

Gard Alert：救命艇負荷離脱・回収装置の交換について

改正された Life-Saving Appliance (LSA)コードに準拠しない救命艇負荷離脱装置は、2014年7月1日以降最初に予定されている入渠時には交換する必要があります。

2011年5月にIMOの海上安全委員会（Maritime Security Committee [MSC]）は、救命艇用負荷離脱装置（On-load release mechanism [OLRM] —「離脱回収機構」ともいいます）に関して、さらに厳格な新安全基準を実施する決定を下しました。この重要な問題にIMOが取り組んだ成果が、SOLAS条約第III章第1規則第5項およびLSAコードの関連改正案であり、これらが完全に実施された場合、救命艇の進水時における事故件数が減少することが期待されています。¹



新しい要求事項は、すべての船舶に適用されますが、既存の船舶に関しては、2段階のプロセスで実施されます（IMOサーキュラー[MSC.1/Circ.1392](#)を参照してください）。第1段階では、まず、OLRMメーカーに取り組みを求めました。すべてのメーカーは、2013年7月1日までに、自社の既存のOLRMが新しい要件に準拠するかどうかを評価し、テストしなければなりません。各メーカーのOLRMに関する評価結果および解説文書は、現在、IMOの[Global Integrated Shipping Information System \[GISIS\]](#)（国際総合海運情報システム）の「フックの評価（Evaluation of Hooks）」の中で確認できます。第2段階（最終段階）では、船主と運航者に次のような行動を求めています。

- すべての船舶の既存のOLRMの型式を特定し、GISISの評価結果と照合すること。
- GISISの中で「準拠」または「改良後に準拠」と報告されたOLRMに関しては、フォローアップのための総点検を、必ず一度、メーカーに実施させること。当該点検においては、OLRMの部品の状態を詳細に評価することに加えて、装置の型式が、旗国による審査に合格したものと同一であること、および（必要とされる場合には）装置が定められたとおりに改良されており、船舶に適したものとなっていることを立証しなければなりません。総点検を問題なく完了した旨の確認書は、船内に保管しなければなりません。
- GISISの中で「非準拠」と報告されたOLRMに関しては、認可済みの型式のものに必ず交換すること。OLRMを装備した救命艇は、いずれも製造の時点で型式の認可が下りるため、交換用機材としては、可能な限り救命艇メーカーが受け入れられるものを選択すべきですが、旗国が安全の許容レベルにあるとみなす他の交換用機材を取り付けることもできます。

2014年7月1日以降最初に予定されている入渠時には（ただし、遅くとも2019年7月1日までに）、上記の事項を完了しなければならないことを再確認ください。

¹ 新しい要件のさらに詳細な情報に関しては、Loss Prevention Circular No.12-11「[救命艇のフックに関するレビューと新認可基準](#)」およびGard News 203号「[救命艇の離脱フックと復旧機構に関する SOLAS 条約の改正](#)」を参照してください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gardは本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。

なお、原文の英文記事は「[Gard Alert: Replacing lifeboat on-load release and retrieval systems - reminder](#)」（2014年7月2日付）からご覧になれます。